

## 令和8年度中小企業価格転嫁支援業務に係る質問・回答

令和7年4月17日

	質問内容	回答	回答日
1	公募要領P4の(2)応募書類について、共同企業体を構成して応募する場合、構成員ごとに個別に提出が必要な資料は、応募書類の(ケ)「法人の履歴事項全部証明書」のみという認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 その他応募書類は、オ①～③を除き、代表構成員のみ提出ください。	4月17日
2	公募要領P4の(2)応募書類について、イ 企画提案書は、A4サイズで20ページ以内とありますが、表紙、目次、中表紙等は含まないページ数となりますでしょうか。	表紙、目次等も含め、20ページ以内に収めていただきますようお願いいたします。 なお、表紙、目次等は必須ではございません。	4月17日
3	仕様書P2～3の【1】価格転嫁に対するサポート(促進イベント)及び【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「業務目標」は、報告義務はありますでしょうか。	毎月10日までの前月報告において、報告いただくことを想定しています。	4月17日
4	仕様書P2～3の【1】価格転嫁に対するサポート(促進イベント)及び【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「業務目標」は、履行期間中に達成しなければならない目標でしょうか。履行期間外の追いかけも必要でしょうか。	履行期間中に達成いただく目標となります。	4月17日
5	仕様書P2の【1】価格転嫁に対するサポート(促進イベント)のセミナー開催等の告知にあたり、大阪府のホームページに専用ページを設けていただくことは可能でしょうか。もしくは、受注者において専用HPを開設することを前提としていますでしょうか。	促進イベントの告知方法は、基本的に受注者でご検討いただくものと考えており、促進イベントの専用ページを設けることは考えておりません。 ただし、府と協議の上、府のメールマガジンや府の価格転嫁や取引適正化等の情報発信をしているページに、イベントの情報を掲載することは可能です。	4月17日
6	仕様書P2の【1】価格転嫁に対するサポート(促進イベント)の「業務目標」に「促進イベントを受講した事業者のうち、「価格転嫁・価格交渉に向けた具体的な取組に着手する」と回答した事業者が9割以上」とありますが、達成必須目標でしょうか。	未達成時のペナルティ等はございませんが、目標達成いただけるよう取り組んでいただきたいと思いますと考えております。	4月17日
7	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「業務目標」は、実際に着手していないのではないのでしょうか。「●月に対応予定」といった宣言でもよいでしょうか。	伴走支援の業務目標は「伴走支援を通じて、価格転嫁・価格交渉に向けた具体的な取組に着手できた企業が9割以上」としており、「具体的な取組」とは、「発注者との価格交渉や、価格交渉に向けた事業体制等の見直し、原価計算・データ整理、価格交渉に向けた資料の作成等」を想定しております。 上記具体的な取組について「●月に対応予定」と宣言いただくなど、伴走支援終了後の取組の意向・意欲をもって、効果測定としていただきたいと思いますと考えております。	4月17日
8	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「業務目標」は、どのように算出するのでしょうか。メール等の情報をもって、具体的な取り組みに着手できたという判断を受注者が行うのか、もしくは証拠となるような書類の提出の必要でしょうか。	基本的には、伴走支援終了後、受注者から事業者に対するアンケート調査等を行い、事業者が取組の着手状況を確認いただくことを想定しています。 その際、府から、今後の施策の参考とするため、委託事業者へ価格協議を求めた際のメールや文書などの証拠となる書類の提出を求めている場合がございます。  また、留意事項において、「本事業を通じて生まれた価格転嫁・価格交渉の事例等について問い合わせがあった場合、報告できるように日頃から情報収集に努め、適宜整理しておくこと。また、発注者と協議の上、それら事例についてとりまとめ、発注者に提供すること。」としており、事例報告の際、事例把握に必要な書類等を求めることがあります。	4月17日

## 令和8年度中小企業価格転嫁支援業務に係る質問・回答

令和7年4月17日

	質問内容	回答	回答日
9	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「企画提案を求める事項」(2)に「中小企業診断士の資格を有する者をはじめ、企業経営の課題解決に精通する者を提案すること。」とありますが、中小企業診断士の資格を所持していることは必須でしょうか。	中小企業診断士の資格を有する者を想定しておりますが、業務目標の達成が可能な「企業経営の課題解決に精通する者」を理由と共にご提案いただければ、資格の所持は必須としていません。	4月17日
10	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「企画提案を求める事項」(3)に「支援の実施回数は、履行期間中に延べ600社(上限3回)を目安とする」とありますが、200社×3回=600社の認識でよいでしょうか。	支援企業数は600社程度、1社の支援回数の上限は3回を想定しておりますが、府内事業者の適切な価格転嫁を促進する上で、業務目標に対して、適切な支援企業数と支援回数を理由とともご提案ください。	4月17日
11	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の「留意事項」に「パートナーシップ構築宣言」の登録にかかる支援希望があった場合は、伴走支援の中で登録に向けたサポートもあわせて行うこと。」とありますが、パートナーシップ構築宣言の概要や登録方法については、大阪府よりご教示いただけるものでしょうか。	パートナーシップ構築宣言の概要や登録方法については、パートナーシップ構築宣言専用サイト( <a href="https://www.biz-partnership.jp/">https://www.biz-partnership.jp/</a> )に記載がございますので、確認の上、受注者にて対応ください。	4月17日
12	仕様書P3の【2】価格転嫁に対するサポート(伴走支援)の中で、対象事業者パートナーシップ構築宣言の登録を推奨すべきでしょうか。	パートナーシップ構築宣言のチラシ等で制度を周知いただき、事業者から登録にかかる支援希望があった場合、登録に向けたサポートをお願いします。	4月17日
13	今回の施策でLP(ランディングページ)を制作する場合、更新・保守環境について、大阪府が指定するサーバー(ドメイン内)で運用する形になるか、あるいは受注者側で独自にサーバーを構築・用意した上での運用していく形のいずれを想定すべきでしょうか。	LPを含む、Webページを制作する場合は、受注者側で構築・運用ください。	4月17日